

子どもの権利NEWS

第1号

2005.10.5発行

今、札幌市では、子ども自身を含めた市民の意見が反映された市民手作りの「(仮称)札幌市子どもの権利条例」づくりを進めています。

「子どもの権利NEWS」では、これら条例制定に向けた取組の状況をお知らせするとともに、「子どもの権利」にまつわる様々な話題やこれまでにいただいたご意見などを取り上げ、みなさんに「子どもの権利」を考えていただくきっかけを提供したいと考えています。

今、世界では1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」を中心として、子どもの権利を守るという動きが広がっています。札幌市でも、条約の理念を活かしたまちづくりを進めるために、今年4月、学識経験者や公募の市民、高校生など25名で構成する「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」を設置し、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の素案策定にとりかかりました。全体会議と「幼児・小学生部会」をはじめとする5つの部会等をあわせ、これまでに30回を超える会議を開催しています。また、子どもたちの現状や子どもの権利に関する意見を聞くため、7月から9月にかけて、懇談会や出向き調査、ホームページでの意見募集を行いました。



現在は、これらの調査結果を踏まえ、子どもの権利に関して札幌市が取り組むべき課題等について議論を進めており、12月には市長に中間答申を提出する予定です。

★第7回 札幌市子どもの権利条例制定検討委員会

日時 10/23(日)13:00~ 場所 WEST 19 (中央区大通西19丁目) 2階 研修室

★みんなで考えよう!札幌市子どもの権利条例フォーラム

日時 10/29(土)15:00~17:00 場所 WEST 19 (中央区大通西19丁目) 5階 講堂

子どもの権利って何だろう?…第1回

「子どもの権利条約」は、大きく次の4つの子どもの権利を守ることを定めています。

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 生きる権利 | 防げる病気などで命を奪われないこと
病気やけがをしたら治療を受けられることなど |
| 2 | 育つ権利 | 教育を受け、休んだり遊んだりできること
考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど |
| 3 | 守られる権利 | あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること |
| 4 | 参加する権利 | 自由に意見を表明したり、集まってグループを作ったり自由な活動を行ったりできることなど |



これまでに寄せられた意見から

・(子どもの権利って)見逃されがちだけど、大切なことだと思った。親に知って欲しい。
(10代 女性)

・権利と権利がぶつかったときに、個々がどのように判断できるか、条例をどのように生かしていけるか、常に大人が意識していかなければならないと感じました。
(50代 女性)

札幌市子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課
電話 011-211-2942 FAX 011-211-2943


さっぽろ市
03-G01-05-596
17-5-155